

令和2年8月25日

保護者の皆様

新宿区立戸山小学校
校長 百合野 壽郎

新学期における健康観察の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染経路は、家庭内感染が半数以上である57%とされ、特に小学生では70%を占めています。学校内での感染拡大を防止するためには、ご家庭と連携し、外からウイルスを持ち込まないことが重要です。

新学期の学校再開に当たり、下記の点に特にご留意の上、引き続き「健康観察カード」を有効に活用し、これまで以上に児童の健康観察を徹底されるよう、お願いいたします。

記

1 登校前の健康観察

- (1) 発熱等の風邪の症状がある場合には登校を控えてください。(同居の家族に風邪症状がみられる場合も同様とします。)
※ この場合、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規定に基づく出席停止の措置を取り、指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。
- (2) 「健康観察カード」は、検温結果、症状等とともに同居家族の症状についても記入してください。

2 登校時の健康観察

- (1) 登校時の健康状態の把握には「健康観察カード」を活用し、健康管理票への記入漏れが見られる場合は、学校において検温等健康観察を別途行います。
- (2) 登校時に発熱等の風邪の症状がみられる場合は、児童を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで登校を控えるよう要請します。

3 登校後の健康観察

登校後に発熱等の風邪症状が発症した場合は、児童を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで登校を控えるよう要請します。

※ 保護者の来校まで学校にとどめる場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させます。